

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年12月1日

▶ TOPIC 雇用調整助成金の特例期間が再延長されました!!

当初は9月30日までだった雇用調整助成金の特例措置が12月末日まで延長されましたが、昨今のコロナ感染者増により、再度延長されることとなりました。

特例措置はR3年2月末日まで現行の条件のまま延長です。

【 主な特例措置の内容 】

- ① 助成額の上限額引き上げ 「15,000円」に引き上げ
- ② 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率引き上げ 「一律100%」
- ③ 雇用保険に加入していない非正規労働者も助成の対象

↓↓ その他の特例措置の内容です ↓↓

- ・残業相殺の停止
- ・短時間休業の一斉要件の緩和
- ・休業規模(中小企業 1/40)の緩和
- ・支給限度日数(1年100日、3年150日)からのカウント除外 …など

来年3月以降は…、

休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的な縮減が行われるようです。

雇用調整助成金の制度自体はなくなりませんが、特例期間中の措置が終了することにより、助成率・助成額の引き下げや、非正規労働者への助成ストップなどが行われる可能性があります。

▶ TOPIC 雇用調整助成金は最初の申請から 1年間有効です

雇用調整助成金は、最初の申請から1年間有効です。

今現在、休業を行っていないくても、再び休業を行わざるを得ない場合、最初の申請から1年を経過していなければ、すぐに助成金を利用することができます。

R2年 4/1-4/30 休業あり、助成金申請
5/1-5/31 休業あり、助成金申請
6/1-6/30 休業あり、助成金申請

7月以降 休業なし

R3年1月に再度、休業したい!
➡最初の申請(R2年4/1)から
1年以内なので助成金申請OKです

※売り上げ等の面倒な資料を、改めて用意する必要はありません!!

再び休業をお考えの場合は、弊社までご相談ください。

